為低級問題是

令和5年3月発行 沖縄島北部部会

世界遺産登録の際の要請事項に関する「宿題」を提出しました

令和3年7月に「奄美大島、徳之島、沖縄 島北部及び西表島」が世界遺産登録されまし たが、その際には世界遺産委員会からの要請 事項として「観光管理」「ロードキル対策」 「河川再生」「森林管理」について取組を進 めるようにと"宿題"が出されていました。

これに対して、要請事項の項目ごとに対応 策を検討するための会議(タスクフォース) が設置され、各分野の専門家の知恵を借りな がら対策の計画策定や取組の検討を進めてき ました。

地域連絡会議や地域部会を通じて地元の 関係者とも連絡調整を図りながら、要請事項 に対応する「保全状況報告書」がとりまとめ られ、令和4年12月1日に世界遺産セン ターに提出されました。

<要請事項への対応の経緯>

令和3年7月 世界遺産登録・要請事項の通知

8月: 地域連絡会議

9月: 科学委員会

令和4年3月: 科学委員会

10月:

5月: 地域連絡会議

> 科学委員会 地域連絡会議

要請事項ごと のタスクフォ ース会議や各 地域部会で具 体的対応を検 計

12月 世界遺産センターに保全状況報告を提出

世界遺産委員会と IUCN によるレビュ・

対応策の概要

やんばる地域では、利用実態把握調査等による遺

産地域及び緩衝地帯における利用の抑制・適正化

や、ガイド制度の運用やガイド育成の推進、周辺

管理地域への利用誘導等を進めていく。

要請事項の概要

特に西表島で、観光の収容能力とその 影響を評価して観光管理計画に統合す ること。それまでは、観光客数を現状 以下にとどめること。

絶滅危惧種の交通事故死を減少させる ための交通管理の有効性を緊急に見直 し、必要な場合は強化すること。

可能な場所では人工的インフラから自 然に基づく技術や再生手段に移行する ために、包括的な河川再生戦略を策定 すること。

優先的に対策の強化が必要と判断される区域等 について、交通管理措置の強化又はその検討を行 った。今後も状況把握や対策検討を継続する。

河川再生の基本的な考え方やプロセスを示した 包括的な河川再生戦略を策定した。今後河川工 作物の影響把握調査や因果関係の分析検証を行 う。

森林 管理

観光

管理

ロード

キル

河川

再生

緩衝地帯での森林伐採の区域の数と総 面積の両方を現在のレベル以下にとど め、いかなる伐採も厳格に緩衝地帯内 に限定すること。

法令の規制や森林施業方針を遵守し、定期的に 林業事業者と行政機関で情報交換や調整を行う。 緩衝地帯の森林伐採が遺産価値に影響しないか 調査する。

世界自然遺産登録1周年記念イベントを開催しました

令和4年11月、やんばる3村役場が主催し、関係 機関や地元関係者を招いて世界自然遺産登録 1 周年記 念イベントが開催されました。

第1部の記念式典では大宜味村 友寄村長、国頭村 知 花村長、東村 當山村長によるあいさつと、環境省沖縄奄 美自然環境事務所 宇賀神所長、林野庁九州森林管理局 伊藤署長、沖縄県環境部 金城部長、世界自然遺産大使の HYによる来賓祝辞が述べられました。



式典後の写真撮影の様子



ルクイナの保護活動を行ってきた公益財団法人山階鳥類研究所 尾崎 副所長、NPO 法人どうぶつたちの病院沖縄 長嶺理事長による話題 提供が行われ、その後、一般社団法人国頭村観光協会 比嘉会長、NPO 法人やんばる森のトラスト 市田副代表、NPO 法人東村観光推進協 議会 小田事務局長に、やんばるの森を守るための取組と、今後の展 望についてお話しいただきました。

第2部では、科学委員会委員長 土屋先生による基調講演、ヤンバ

第2部の様子

登壇者(敬称略)	内容やテーマ
土屋 誠(琉球大学名誉教授)	基調講演「琉球列島と世界自然遺産:私たちの役割」
尾崎 清明(公益財団法人 山階鳥類研究所 副所長)	話題提供「クイナから見た世界自然遺産」
長嶺 隆(NPO 法人どうぶつたちの病院 沖縄 理事長)	話題提供「ヤンバルクイナの明日をつくる」
比嘉 明男(一般社団法人 国頭村観光協会 会長)	これまでの地域での取組について
市田 豊子(NPO 法人やんばる森のトラスト 副代表)	県内外での取り組み、環境教育の取組について
小田 晃久(NPO 法人東村観光推進協議会 事務局長)	観光事業者による保全活動の取組

やんばる国立公園に関する地域懇談会を開催しました

環境省では、やんばる国立公園を管理・運営していく計画の 策定にあたって地域住民と意見交換を行うため、令和5年1月 から2月にかけて、やんばる地域(国頭村・大宜味村・東村) で地域懇談会を計5回開催しました。

国立公園とは何かといった基本的なことから、管理運営計画 (案)にある、やんばる国立公園において規制される行為や、 これからの将来像に対応するための管理運営方針等について説 明され、地域住民が計画(案)を読んで思ったことや、普段の 生活で疑問に思っていることなどについて質疑応答が行われま した。



地域懇談会の様子

質問の内容や、国立公園で許可や届出が必要な行為については、最後のページにも記載しています。

密猟パトロールの強化に取り組んでいます

これまで、行政機関や地域団体などで、密猟・盗採防止に向けた普及啓発やパトロール を行ってきましたが、昨年も、県の天然記念物に指定されているオキナワイボイモリを国 外に持ち出そうとする密輸未遂事件等が発生しています。やんばるの森の生き物を守るた め、引き続き密猟対策を行っていく必要があります。



やんばるでは、法令により多くの動植物の捕獲・採取が禁止されています!

ヤンバルテナガコガネ、オキナワマルバネクワガタ、コノハチョウ、リュウキュウヤマガメ、オキナワセッ コクなど、国内希少野生動植物種(種の保存法)や国及び県指定天然記念物(文化財保護法)、指定希少野生 動植物種(沖縄県希少野生動植物保護条例)として、捕獲や採取が禁止されている生き物がいます。これらを 採集することは法令に違反する行為であり、国内希少野生動植物種(種の保存法)では、5年以下の懲役又は 500 万円(法人の場合は1億円)以下の罰金に科せられる場合があります。また、国立公園の特別保護地区 などでは、法令でほぼ全ての動植物の採取が禁じられているのでご注意ください。

密猟防止に向けた森林パトロール

環境省や沖縄県、関係機関により、ヤンバルテナガコガネやリュウキュウヤマガメなどのやんばるの希少な 生き物を密猟・盗採から守るため、日常的に森林パトロールを実施しています。また、森林内の重点対策地点 に定点力メラを設置し、密猟者の監視を行っています。

関係機関との合同パトロール

令和4年8月~11月にかけて、関係機関(環境省、 県、国頭村、県警、森林組合、JTAなど)により重点 的な森林内パトロールを実施しました。密猟者の摘発の 実効性を強化するため、警察と連携した県道2号線を 通行する車への検問に加え、今回初めてドローンを試行 し、上空からのパトロールを行いました。



検問の様子



ドローン試行の様子

密猟が疑われる事案があったら関係機関に連絡を!

密猟が疑われ怪しいなと思ったら関係機関にご連絡ください。見かけた場所、時間、状況などを知らせてく ださい。トラブルにつながりますので直接は声をかけずに、まずは下記の関係機関にご連絡を。

※調査・研究目的できちんと許可をとって捕獲・採取している人もいます。

名護警察署 TEL: 0980-52-0110

環境省やんばる野生生物保護センター TEL:0980-50-1025

沖縄県自然保護課:TEL:098-866-2243

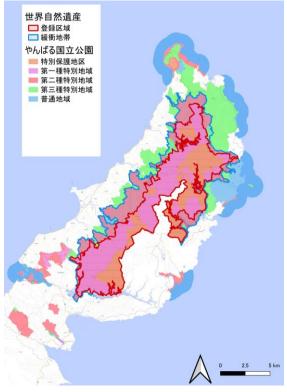
世界自然遺産と国立公園

世界自然遺産地域を保護する国立公園

やんばる地域は、平成28年に「やんばる国立公園」に指 定され、令和3年に「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西 表島」の一部として世界自然遺産に登録されました。世界自 然遺産の登録にはその地域を将来にわたって保護していくこ とが必要であり、国立公園であることは、自然環境の保護の ために重要な役割を果たします。

国立公園では、優れた自然の風景地を守っていくため、影 響を及ぼす行為が自然公園法によって規制されています。規 制された行為を行うためには、事前に許可等を受ける必要が あります。

特別保護地区、特別地域で	普通地域内で
許可 を要する行為	届出を要する行為
!工作物の新・改・増築	!工作物の新・改・増築※
!木竹の伐採	!土石の採取※
!土石の採取	!土地の形状変更※
!広告物の設置等	!広告物の設置等 など
!物の集積(貯蔵)	
!土地の形状変更(開墾)	※基準の範囲を超えるもの
!工作物の色彩の変更	である場合
!指定動植物の捕獲・採取 など	



やんばる国立公園の範囲と地種区分

許可や届出を必要とする行為についての詳細や申請については、 環境省やんばる自然保護官事務所まで遠慮なくお問い合わせくだ さい。軽微なものについては、手続きが不要の場合もあります。

Q&A 3-+-



✓ 国立公園の具体的な範囲について教えてください。

A. 右上の図をご参照ください。また、Google マップでも濃い緑色で表示されるようになりまし 今後も、実際に現地で見てもわかるように、場所によってはわかりやすく看板を立 ようと思っています。





国立公園と世界自然遺産の範囲は同じですか?

A. 全く同じではありません。やんばる国立公園の特別保護地区と第1種特別地域(右上図のオ レンジとピンクの範囲)の一部が世界遺産地域というイメージです。





国立公園内でペットの持ち込み(犬連れ登山等)はしても良いのでしょうか。

「動物を放つこと」は自然公園法で規制されていますが、リードをつけている場合は罰則の対象 にはなりません。一方、ペットを持ち込まないことを地域のマナーとしている場合には、尊 重していただけたらと思います。





「野生生物の交通事故(ロードキル等)対策に関する取組について教えてください。

A. これまで、道路の段差舗装やアンダーパスの設置、看板の設置などの普及啓発などを行ってきま した。みなさまにも、やんばるの道路を運転する際は**野生動物に気を付けながらゆっくり** 走行していただきますよう、ご協力をお願いします。





▶ お問い合わせ先 🕊

沖縄県自然保護課 TEL:098-866-2243 大宜味村企画観光課 TEL:0980-44-3007 国頭村環境保全課 TEL:0980-41-2530 東村企画観光課 TEL:0980-43-2265